

奈良県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

奈良県知事 山下 真

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一六八号

（次頁に続く。）

三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別				敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
五條市大塔町宇井二〇 二番一地内から 五條市大塔町辻堂一五 〇番先まで	前			A	一〇・〇 五七・三	四九〇・〇	
五條市大塔町宇井二〇 二番一地内から 五條市大塔町閉君三二 一番一先まで	B			A	四・五 一九・五	三四八・四	
五條市大塔町閉君三二 一番一先まで	C			A	五・四 一三・六	二三七・五	
五條市大塔町閉君三二 八番一先から 五條市大塔町辻堂一五 〇番先まで	後			A	一〇・〇 五七・三	四九〇・〇	